

平成26年4月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成24年(受)第33号 補助金交付決定取消請求事件 (甲事件)
平成24年(受)第86号 補助金交付差止等請求事件 (乙事件)
口頭弁論終結日 平成26年2月18日

判 決

神戸市東灘区深江北町3丁目4番16号

甲 事 件 原 告 長 瀬 猛
(以下「原告長瀬」という。)

神戸市灘区桜口町5丁目1-1-712

乙 事 件 原 告 岡 田 和 典
(以下「原告岡田」という。)

神戸市東灘区本山南町3丁目7番3号

乙 事 件 原 告 北 川 光 行
(以下「原告北川」という。)

上記3名訴訟代理人弁護士

徳 永 信 一

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 事 件 被 告 神 戸 市
(以下「被告神戸市」という。)

同 代 表 者 市 長 久 元 喜 造

同

乙 事 件 被 告 神 戸 市 長 造
久 元 喜 造
(以下「被告市長」という。)

上記2名訴訟代理人弁護士

竹 本 昌 弘

同

頼 富 隆 光

主

- 1 原告長瀬の訴えを却下する。
- 2 原告岡田及び原告北川の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、甲事件について生じたものは原告長瀬の負担とし、乙事件について生じたものは原告岡田及び原告北川の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 甲事件

神戸市長が学校法人兵庫朝鮮学園（以下「**本件学園**」という。）に対して平成24年3月14日付けでした平成23年度神戸市外国人学校助成金交付決定を取り消す。

2 乙事件

(1) 被告市長は、本件学園及び矢田立郎に対し、それぞれ1429万3000円及びこれに対する平成24年3月14日から支払済みまで5分の割合による金員を被告神戸市に対して支払うよう請求せよ。

(2) 被告市長は、本件学園及び矢田立郎に対し、それぞれ1225万3000円及びこれに対する平成25年3月29日から支払済みまで5分の割合による金員を被告神戸市に対して支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

1 神戸市長の職にあった矢田立郎（以下「**矢田**」という。）は、本件学園に対し、神戸市外国人学校助成金交付要綱（乙2の1。以下「**本件要綱**」という。）に基づく補助金として、平成23年度において1429万3000円、平成24年度において1225万3000円を、それぞれ交付する旨を決定し（以下「**本件各交付決定**」と総称する。）、神戸市は、本件学園に対し、上記各補助金を交付した（以下「**本件各補助金交付**」という。）。

本件は、神戸市民である原告らが、本件各交付決定及び本件各補助金交付には地方自治法232条の2及び憲法89条後段に反する違法があるなどと主張

して、原告長瀬にあっては、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 2 号に基づき、被告神戸市に対し、平成 23 年度の上記交付決定の取消しを求め（甲事件）、原告岡田及び原告北川にあっては、同項 4 号に基づき、被告市長に対し、矢田及び本件学園を相手方として上記各補助金相当額の損害賠償請求及び不当利得返還請求をすることの義務付けを求める（乙事件）住民訴訟の事案である。

2 関連法令及び本件要綱の定め

(1) 地方自治法の定め

地方自治法 232 条の 2 は、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる旨を定めている。

(2) 教育基本法、学校教育法、私立学校法（以下「私学法」という。）及び私立学校振興助成法（以下「私学助成法」という。）の定め

ア 教育基本法第 1 章は、教育の目的及び理念を定め、第 1 条において、教育の目的を、第 2 条各号において、教育が学問の自由を尊重しつつ達成すべき目標を、それぞれ掲げ、第 3 条において生涯学習の理念を、第 4 条において教育の機会均等を、それぞれ定め、教育の機会均等に関し、全て国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、ひとしく、その能力、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されないこと（同条 1 項）、国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならないこと（同条 3 項）等を定めている。

同法第 2 章は、教育の実施に関する基本を定め、義務教育（同法 5 条）、学校教育（同法 6 条～9 条）、家庭教育（同法 10 条）、幼児期の教育（同法 11 条）、社会教育（同法 12 条）、政治教育（同法 14 条）及び宗教教育（同法 15 条）について定め、政治教育に関し、「法律に定める学校」は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない旨を定めている（同法 14 条 2 項）。

同法第3章は、教育行政について定め、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」と定めた上（同法16条1項）、地方公共団体について、地域における教育の振興を図るため、実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならないこと（同条3項）、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう必要な財政上の措置を講じなければならないこと（同条4項）等を定めている。

また、同法18条は、同法に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない旨を定めている。

イ 学校教育法は、「学校」を、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする（同法1条）一方で、これらの法律に定める学校以外のもの、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び同法124条所定の専修学校を除く。）について「各種学校」の制度を設けている（同法134条1項）。

また、同法は、学校について、その設置廃止、設置者の変更等について文部科学大臣、都道府県の教育委員会、都道府県知事（以下「文部科学大臣等」という。）の認可を要求し（同法4条1項前段）、その設立認可の申請につき、①修業年限、学年、学期及び休業日に関する事項、②部科及び課程の組織に関する事項、③教育課程及び授業日時数に関する事項、④学習の評価及び課程修了の認定に関する事項等を定めた学則（同法施行規則4条）等を添えて行うべきこととし（同規則3条）、校長及び教員の配置及び欠格事由を定め（同法7条、9条）、法令の規定に故意に違反したとき、法令の規定により文部科学大臣等がした命令に違反したとき、又は、6か月以上授業を行わなかったときは、文部科学大臣等において学校の閉

鎖を命ぜることができるものとし（同法13条1項）、上記各規定を各種学校に準用している（同法134条2項）。また、同法施行規則は、各種学校に関し必要な事項（同条3項）として、届出及び認可の申請手続（同規則3～7条、14条、19条、27条）、生徒の懲戒（同規則26条）、学校評価（同規則66～68条）に係る学校に関する規定を、それぞれ各種学校に準用している（同規則190条）。なお、各種学校については、同法3条所定の設置基準はないが、同法134条3項及び同法施行規則191条に基づいて、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）が定められ、修業期間、授業時数、施設、設備等に関する規定が置かれている。

そして、同法は、学校、専修学校又は各種学校以外の教育施設が学校又は大学院の名称を用いることを禁じ（同法135条）、学校、専修学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育（学校教育に類する教育）を行う場合には、各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告することができるものとし、当該教育施設がその勧告に従わず、又はその認可が得られなかった場合には、当該教育を止めるべき旨を命ぜることができるものとする（同法136条1、2項）。

ウ 私学法は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高め、健全な発達を図ることを目的として掲げ（同法1条）、私立学校を設置するために設立される学校法人（同法3条）のほか、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人（同法64条4項。以下「**準学校法人**」という。）に関する規定を置き、学校法人に関する同法第3章の規定全体を、準学校法人に準用している（同法64条5項）。

これにより、準学校法人は、学校法人と同様、その設立及び寄附行為の変更について所轄庁の認可が必要とされ（同法30条、31条及び45条の準用）、役員の定数が法定され、その選任に制限が設けられる（同法35条及び38条の準用）とともに、法令の規定に違反し又は法令の規定に

基づく所轄庁の処分に違反した場合において、他の方法により目的を達することができない場合には、所轄庁において解散を命ずることができるものとされている（同法62条の準用）。そして、国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人のほか、準学校法人に対しても、私立学校教育に関し必要な助成をすることができるものとされている（同法59条の準用）。

エ 私学助成法は、上記私学法の規定を受けて、国又は地方公共団体は、学校法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる旨を定め（同法10条）、これを準学校法人に準用している（同法16条）。そして、同法12条は、所轄庁は、助成を受ける学校法人について、次の各権限を有する旨を定めており、同条は、準学校法人に準用されている（同法16条）。なお、私学法及び私学助成法上、準学校法人の所轄庁は都道府県知事とされている（私学法4条4号、私学助成法2条4項）。

（ア）助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

（イ）当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

（ウ）当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不適當であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

（エ）当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

（3）本件要綱の定め（乙2の1）

本件要綱は、神戸市における国際理解教育の推進を図るとともに、外国人学校（専ら外国人を対象とした学校教育法1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校に類似する教育機関で、同法134条2項において準用する同法4条1項の規定により設置の認可を受けた各種学校をいう〔本件要綱2条〕。以下、単に「外国人学校」という。）を通じた国際交流の推進により神戸市の国際化推進に寄与するため（本件要綱1条）、外国人学校を設置する準学校法人等に対して（本件要綱2条）、外国人学校における学校教育の目的を達成するために必要な経費（学校の施設整備、整備充実、教職員の研修事業、教材購入及び交流事業など）に関して補助金（以下「外国人学校助成金」という。）を交付する旨を定める（本件要綱3条）。

3 前提となる事実（争いがない事実以外は、括弧内に認定の証拠〔特に断りのない限り甲事件の証拠番号〕を示す。）

(1) 当事者等

ア 甲事件及び乙事件の原告らは、いずれも神戸市の住民である。

イ 矢田は、本件各交付決定から平成25年11月19日まで神戸市長の職にあった者である。（弁論の全趣旨、当裁判所に顕著な事実）

(2) 本件学園及び本件各学校

ア 本件学園は、「教育基本法及び学校教育法に従い、私立各種学校…を設置し、在日同胞子女に対する民族教育を行い、在日同胞社会、日本をはじめとする国際社会に活躍しうる人材を育成することを目的」として、昭和38年9月30日、被告県知事から私学法64条5項において準用する同法31条1項の規定により設立の認可を受けた準学校法人である。

イ 本件学園は、神戸朝鮮高級学校、神戸朝鮮初中級学校、西神戸朝鮮初級学校、西播朝鮮初中級学校、尼崎朝鮮初中級学校、伊丹朝鮮初級学校及び明石朝鮮初級学校（ただし、明石朝鮮初級学校については、平成24年3月27日付けで廃止の認可がされている。）について、学校教育法134

条1項、4条、同法施行規則190条、3条に基づき、兵庫県知事から、それぞれ学校教育に類する教育を行う各種学校としてその設置認可を受け、これらの各種学校を運営している（このうち、神戸市内にある神戸朝鮮高級学校、神戸朝鮮初中級学校、西神戸朝鮮初級学校を「本件各学校」という。）。(乙4、弁論の全趣旨)

(3) 本件各決定及び本件各補助金交付

ア 平成23年度

矢田は、神戸市長として、本件要綱に基づき、助成金の交付を申請した本件学園に対し、平成24年3月14日付けで平成23年度神戸市外国人学校助成金として1429万3000円を交付する旨の決定（以下「平成23年度交付決定」という。）をし、同月30日、同決定に基づき1429万3000円を支払った（以下「平成23年度補助金」又は「平成23年度補助金交付」という。）。(乙3、弁論の全趣旨)

イ 平成24年度

矢田は、神戸市長として、本件要綱に基づき、助成金の交付を申請した本件学園に対し、平成25年3月21日付けで平成24年度神戸市外国人学校助成金として1225万3000円を交付する旨の決定をし、同月29日、同決定に基づき1225万3000円を支払った（以下「平成24年度補助金」又は「平成24年度補助金交付」といい、平成23年度補助金等と併せて「本件各補助金交付」という。）。(弁論の全趣旨)

(4) 監査請求及び訴訟提起等

ア 原告長瀬は、平成24年2月1日、平成23年度交付決定の取消しを求めて住民監査請求をしたが、神戸市監査委員は、同年3月29日、同監査請求には理由がないとして棄却した。(甲1 [枝番含む], 2)

原告長瀬は、同年4月27日、甲事件を提起した。(当裁判所に顕著な事実)

イ 原告らは、同年8月3日、被告市長が本件学園に本件要綱に基づく公金を支出することの差止め、本件学園及び矢田立郎を相手方として平成23年度補助金の返還請求及び補助金相当額の損害賠償請求をすることを求めて住民監査請求をしたが（以下「**本件監査請求**」という。）、神戸市監査委員は、同年9月20日、同監査請求には理由がないとして棄却した。

（乙事件甲1，2〔枝番含む〕）

原告らは、同年10月6日、被告市長が本件学園に本件要綱に基づく公金を支出することの差止め、本件学園及び矢田立郎を相手方として平成23年度補助金の返還請求及び補助金相当額の損害賠償請求をすることを求めて乙事件を提起した。なお、当時は、平成24年度補助金交付前であり、上記原告らは、地方自治法242条の2第1項1号に基づき、同年度以降の本件学園に対する補助金交付の差止めを求めているが、平成25年11月20日の第10回口頭弁論期日において、これを請求欄記載の請求に変更した。なお、同変更に係る訴えの変更等申立書が当裁判所に提出されたのも同日である。また、原告長瀬は、乙事件に係る訴えを取り下げた。（当裁判所に顕著な事実）

4 争点

(1) 甲事件に関するもの

平成23年度交付決定が「行政処分」（地方自治法242条の2第1項2号）に当たるか否か（本案前の争点1）

(2) 乙事件に関するもの

原告岡田及び原告北川の訴えの適法性（本案前の争点2）

(3) 甲事件及び乙事件共通

本件各交付決定、本件各補助金交付（以下「**本件各交付決定等**」という。）の違法性（本案の争点）

5 争点についての当事者の主張

(1) 本案前の争点1について

【原告長瀬の主張】

最高裁判所平成15年9月4日第一小法廷判決（裁判集民事210号385頁。以下「平成15年判決」という。）は、労働基準監督署長（以下「労基署長」という。）が労働者災害補償保険法（平成11年法律第160号による改正前のもの。以下「労災保険法」という。）23条に基づいて行う労災就学援護費の支給に関する決定に関し、同制度は、労働者が業務災害等を被った場合に、政府が、同法第三章の規定に基づいて行う保険給付を補完するために、労働福祉事業として、保険給付と同様の手続により、被災労働者又はその遺族に対して労災就学援護費を支給することができる旨を規定しているものと解するのが相当であり、被災労働者又はその遺族は、所定の支給要件を具備するときは所定額の労災就学援護費の支給を受けることができるという抽象的な地位を与えられているが、具体的に支給を受けるためには、労基署長に申請し、所定の支給要件を具備していることの確認を受けなければならない、労基署長の支給決定によって初めて具体的な労災就学援護費の支給請求権を取得するなどと説示して、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるものと判断した。学説上も法律の根拠なき給付行政についても仕組み全体を考察して処分視すべきものとされている。

本件については、私学助成法10条を準用する同法16条が、準学校法人に対し、所定の支給要件を具備するときは所定額の補助金の支給を受けることができるという抽象的な地位を与えており、本件学園が具体的な支給を受けるためには、神戸市の定める本件要綱に基づく所定の手続を経て、所定の支給要件を具備していることの確認を受けた上で、被告市長の交付決定を受けなければならないから、平成23年度交付決定は、私学助成法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、神戸市内の準学校法人の支給請求権に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから、

抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるとする。

【被告神戸市の主張】

平成23年度交付決定は、法令や条例に基づくものではなく、本件要綱の定めによるものである。本件要綱は助成金交付の実体上の要件や助成金額も定めてはおらず、不服申立てを認める規定も置いていないのであって、神戸市の事務執行上の内部的定めに過ぎず、対象者に助成金を請求する権利を与え、あるいは市長にこれを義務付けているものではないから、公法上の権利関係を優越的立場において一方的に規律するという性格のものではなく、単なる給付の申込みに対する承諾の意思表示に過ぎないものであって、地方自治法242条の2第1項2号にいう行政処分にあたらない。

また、給付行政の中でも法令等が特に補助金の交付決定に処分性を与えたものとは認められないので、平成15年判決と同様に解することはできない。

(2) 本案前の争点2

【原告岡田及び原告北川の主張】

原告岡田及び原告北川は、被告市長が本件学園に本件要綱に基づく公金を支出することの差止め等を行うことを求めて住民監査請求を行った上で（本件監査請求）、同様の趣旨の乙事件を提起し、平成24年度補助金交付を受けて、平成25年11月20日の第10回口頭弁論期日において、上記第1の2のとおり請求の趣旨に変更した。変更前の差止め請求と変更後の不当利得返還請求ないし損害賠償請求との間には、同一性ないし実質的関連性に基づく特段の事情が認められ、変更後の請求は変更前の請求の訴え提起時に提起されたと同視され、監査請求前置及び出訴期間のいずれも満了する。

【被告市長の主張】

原告岡田及び原告北川が監査請求をしたのは、平成24年8月3日であり、監査請求事項は、神戸市外国語学校助成金交付の差止め請求と、平成23

年度補助金交付についての監査請求である。平成24年度補助金交付に関する返還請求や損害賠償請求の監査請求はなされていない。よって、監査請求前置に反するものであり、本件請求は却下されるべきである。

仮に、平成24年度補助金の交付について監査請求がなされているとしても、監査委員の監査意見が出されたのは平成24年9月20日であり、本件の訴え変更がなされたのが平成25年11月19日であるから、出訴期間を優に過ぎている。

(3) 本案の争点

【原告らの主張】

ア 地方自治法232条の2違反

(ア) 朝鮮総連は、その活動方針が朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）の政治方針と完全に一体化し、その人事も北朝鮮・朝鮮労働党の完全な支配下にあり、北朝鮮の国家思想原理である主体思想を信奉し、政治思想の中心に置いて、活動家に対する思想教育を熱心に行い、構成員の権利擁護機関及び北朝鮮の工作機関の二面性を持って、北朝鮮の国益や在日朝鮮人の私的利益を擁護するための活動を行っている政治勢力であって、全ての朝鮮学校と密接な関係にあり、その教育を重視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしている。そのため、本件学園が運営する本件各学校は、①北朝鮮政府によるゆがんだ歴史の教育場であり、反日教育、金日成・金正日に対する絶対忠誠を養う思想教育がされている、②日本社会で共生を目指す在日朝鮮人を否定する教育がされている、③教科書の内容（朝鮮高級学校の現代史教科書「現代朝鮮歴史」の記載内容には虚偽が多く、虚偽を教え込むことはある種の犯罪である。）が朝鮮総連によって決定され、その変更は北朝鮮の決裁が必要である、④生徒を朝鮮総連傘下の政治団体に強制加入させ、政治動員している、⑤課外活動を通じた思想教育と資金の徴収がなされてい

る、⑥転向しようとする生徒に対して組織を上げた圧力をかけている、
⑦北朝鮮管理下での校長と朝鮮総連幹部が一体化した人事がなされている、
⑧教員は我が国の教員免許を持たず、朝鮮大学等における思想教育が必須とされている、という問題がある。

(イ) 上記のような本件各学校を運営する本件学園に対する補助金交付は、次のとおり、教育基本法14条2項、16条1項及び拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（以下「**北朝鮮人権侵害対処法**」という。）3条に違反するから、これに地方自治法232条の2所定の公益上の必要があるとした矢田の判断には、裁量を逸脱又は濫用した違法がある。

a 教育基本法14条2項違反

朝鮮学校は、教育基本法14条2項の政治教育の中立性の要請に服さない各種学校であり、それは、民族教育と称する北朝鮮当局の意向に沿う独自の政治教育事業の自主性を貫くためである。かかる朝鮮学校に対する補助金の交付は、北朝鮮と一体となった政治活動に対する支援の意味を持つことを避けられず、我が国の教育理念を定める教育基本法の趣旨に違背する朝鮮学校は、国又は地方公共団体から教育振興補助金の支給を受ける資格がない。

b 教育基本法16条1項違反

教育基本法16条1項の「不当な支配」とは、国民全体の意思を離れて一部の勢力が教育に不当に介入する場合を指すところ、同項の趣旨が、現行教育基本法による全部改正前の教育基本法（昭和22年法律第25号。以下「**旧教育基本法**」という。）10条の趣旨を引き継ぎ、教育の独立性を擁護するところにあることからすれば、現実に影響力を行使している団体の政治的性格と、影響の結果としての教育内容に着目し、その教育内容が当該団体の著しく偏った政治的主張や運

動方針を絶対的に正しいものとして教え、その批判を許容する余地のない程度にまで至っている場合には、上記「不当な支配」があるといわざるを得ない。また、最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決

(刑集30巻5号5615頁。以下「昭和51年判決」という。)は、旧教育基本法10条1項の「不当な支配」の主体を問わないと判示しているから、その規律対象となる支配の主体に朝鮮総連のような社会組織が含まれることは当然であり、同判決が説示したところと前記(ア)で主張した朝鮮総連の活動からすれば、朝鮮総連が、全国民の意思から離れ、著しく偏った立場に固執している政治勢力であることは疑いの余地がない。そして、朝鮮総連が支配する朝鮮学校における教育内容は、事実とは関係なく北朝鮮の政治的宣伝を羅列するだけの「現代朝鮮歴史」を一読すれば明らかなように、教育基本法が求める教育の独立も教育の自由もなく、北朝鮮と一体化した政治勢力である朝鮮総連によって、誤った知識や一方的な観念を子供に植え付けるような内容の教育を施すことを強制するものであるから、「不当な支配」があることは明らかであり、教育基本法16条1項に違反する。

被告らが指摘する学校教育法施行規則150条7号については、大学等への入学資格と教育の名の下に公教育の趣旨・目的に合致しない教育活動がなされていることは別のことであるし、同号の朝鮮高校への適用拡大は、両親の事情等から朝鮮学校に通学することを余儀なくされた在日朝鮮人の学生にも国公立私立大学等の受験のチャンスを与えろという人道的措置であり、それをもって公益性を認めたものと解するのは短絡に過ぎる。

c. 北朝鮮人権侵害対処法3条違反

北朝鮮人権侵害対処法2条1項は、国が北朝鮮当局による国家的犯罪行為である拉致問題を解決する義務を負うことを明記し、拉致され

たことが疑われる日本国民の安否等について徹底した調査等を行い、その帰国の実現に最大限の努力をする義務があること（同条2項）や、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明に努めること（同条3項）を規定し、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるという地方公共団体の責務を規定している（同法3条）。ところが、朝鮮学校における民族教育では、北朝鮮当局による人権侵害はおろか日本人拉致問題についても「解決済み」だとする北朝鮮当局の立場が一方的に教えられており、かかる教育を行っている朝鮮学校に対する補助金の交付は、拉致問題は解決済みとする北朝鮮の立場を地域住民である生徒に教育することを支援することになるばかりか、朝鮮総連を迂回して北朝鮮に対する支援となるおそれもあり、拉致問題の解決のため経済制裁を課していることの実効性を虚しくする。

イ 憲法89条後段違反

憲法89条は、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と定めるところ、この「公の支配に属しない」事業への公金支出禁止の法的意味については、学説が対立しているが、いずれも、当該事業が我が国の公の利益に沿わない場合に、公の権力が当該教育事業の構成・人事・内容・財政等について影響を及ぼして是正する途が法的に確保されていることを必要としている。

しかし、本件各学校は、「法律に定める学校」ではないため、国及び兵庫県にはそこで行われている教育内容や政治活動について指揮する法的権限がなく、是正を求めることができないし、実際にも兵庫県は、教育内容

を確認していないと推認される。また、人事についても、日本国政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加わった者は、校長ないし教員になれないところ（学校教育法9条）、日本国政府を敵視している朝鮮労働党の党員のメンバーだった者はこれに該当すると思われるが、朝鮮総連にこれを照会しても詮なく、確認する術がない。さらに、本件企画県民部要綱の補助事業の対象となる経費は經常経費とされており、私学助成法上、学校の經常経費に対する補助（同法9条）については、会計書類等の作成、会計処理の報告等が求められているが（同法14条）、これは準学校法人には準用されず（同法16条）、厳格な監督規定がない。補助金の申請に当たって提出する財務資料についても、私学助成法4条3項では公認会計士又は監査法人による監査が必要だとしているが、各種学校には準用されていない。

これらのことからすると、本件学園による民族教育事業は、我が国の「公の支配に属しない」事業であるといわざるを得ず、これに対する補助金交付は憲法89条後段に違反する。

【被告らの主張】

ア 地方自治法232条の2違反の主張に対して

（ア） 本件補助金について

神戸市が本件要綱に基づいて外国人学校に対して助成金を交付しているのは、外国人学校が市内に居住する外国人の子弟教育の一翼を担っており、地域住民や日本人学校との交流を通じて、市民の国際理解の促進に寄与していること、欧米系の学校等については外資系企業を誘致する上で大きなインセンティブにもなっていることから、神戸市にとって重要な社会基盤施設と考えているためである。

本件学園は、寄付行為において、「教育基本法及び学校教育法に従い私立各種学校を設置し、在日同胞子女に対する民族教育を行い、在日同

胞社会，日本をはじめとする国際社会に活躍しうる人材を育成すること」を目的として掲げており，本件各学校の学則には，学校教育法に基づいて，初等・中等・高等の普通教育を施すことを目的とし，その教育課程として国語，日本語，算数又は数学，理科，社会，英語などの科目が定められている。また，神戸朝鮮高級学校の卒業生に対しては，ほぼ全ての大学で受験資格が認められており，これらを勘案すると他の私立学校と同様に，初等・中等・高等教育を行う施設として取り扱うことが適当である。私学助成法16条で準学校法人に準用される同法10条において，地方公共団体が学校法人に対して補助金を支出することができると規定されている。本件各学校では，音楽や舞踊，スポーツなど市内の学校と交流を行ったり，学園祭等の行事を地域住民に開放するなど地域との交流を進めており，市民の国際理解の推進にも寄与しているため，本件補助金交付に公益性が存することは明らかで，違法な裁量権の逸脱や濫用には当たらない。

(イ) 原告らは，本件各交付決定等が，教育基本法14条2項，16条，北朝鮮人権侵害対処法3条に違反すると主張する。

しかし，教育基本法14条2項に定める「法律に定める学校」とは，学校教育法の定める系統的学校制度を構成している学校をいい，学校教育法1条に規定する「幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学及び高等専門学校」をいうものである（教育基本法6条1項参照）。一方，各種学校とは，学校教育法「第1条に掲げるもの以外のもので，学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行ううにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）」であり（学校教育法134条1項），各種学校たる本件各学校には教育基本法14条2項が適用されないから，原告らの主張は前提を欠く。

また、教育基本法16条1項は、改正前の教育基本法10条の趣旨を引き継ぐものであるが、同項は、「教育行政」に関する規定であり、国の教育統制権能を前提としつつ、教育行政の目標を教育の目的の遂行に必要な諸条件の整備確立に置き、その整備確立のための措置を講ずるに当たっては、教育の自主性尊重の見地から、これに対する「不当な支配」となることのないようにすべき旨の限定を付し、教育に対する行政権力の不当、不要の介入を排除すべきとしたものであって、国又は地方公共団体以外の者による教育への関与を規律するものではないから、原告らの主張は失当である。昭和51年判決は、改正前の教育基本法10条1項にいう「不当な支配」が、党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきでない教育に政治的影響が深く入り込むような国家的介入がなされるような場合に限られるのか、教育行政機関の行為も含まれているかについて、憲法26条、13条の解釈から論じた上で、「その主体のいかんは問うところではない」と教育行政機関の行為も含まれることを述べているものであって、この「主体」に国や地方公共団体以外の者も含まれるという原告の主張は、同判決の趣旨を見誤っている。

さらに、北朝鮮人権侵害対処法3条は、地方公共団体の責務を定めたものであり、「国民世論の啓発を図るよう努める」ことのほかは、何ら具体的な作為ないしは不作为義務を課しているものではない。

イ 憲法89条後段違反の主張に対して

本件学園は、私学法64条4項に基づく準学校法人であり、本件学園が運営する神戸市内の本件各学校は学校教育法134条に基づく各種学校である。私学法は、学校施設の設備、役員の選任、解任について規定を設けるとともに、法令違反があった場合に解散を命じることができる旨を定めている。また、学校教育法は、学校の設置、廃止、校長及び教員の欠格事由につき規定を設けるとともに、法令等に違反した場合には閉鎖を命令す

ることができる旨を定めている。本件学園及び本件学園が運営する朝鮮学校は、私学法64条6項に基づく学校法人の認可並びに学校教育法134条2項に基づく各種学校の認可を兵庫県より受けており、私学法及び学校教育法の適用を受ける。

したがって、公の利益に沿わない場合にこれを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうるといえることができるから、憲法89条後段が規定する公の支配が及んでおり、憲法89条違反とはならない。

第3 争点に対する判断

1 本案前の争点1について

(1) 地方公共団体が私人に対して補助金を交付する関係は、地方公共団体が、その優越的地位に基づき公権力を発動して私人の権利自由を制限し又はこれに義務を課するものではなく、本来、資金の給付を求める私人の申込みに対する承諾という性質を有する非権力的な給付行政に属するものであるから、その関係においては、原則として、地方自治法242条の2第1項2号所定の行政処分は存在しないものというべきである。ただ、法令等が、一定の政策目的のために、特に一定の者に補助金の交付を受ける権利を与えらるることに、補助金の交付手続により行政庁に当該者の権利の存否を判断させることとした場合や、法令等が補助金の交付手続を定める中で行政庁による不支給決定に対して不服申立手続を設けているような場合など、補助金の交付決定に処分性を与えたものと認められる場合には、例外的に、当該決定は、地方自治法242条の2第1項2号所定の行政処分に該当すると解される。

(2) 弁論の全趣旨によれば、平成23年度交付決定は、私学法64条5項により準用される同法59条、私学助成法16条により準用される同法10条及び地方自治法232条の2に基づいて行われたと認められるところ、このうち、地方自治法232条の2には、公益上の必要がある場合のほか要件・効

果の定めがない。その趣旨は、どのような者にどのような補助を行うかの判断を、地方公共団体の執行機関等が社会的・地域的事情を総合的に考慮して行う公益上の必要に関する政策的な裁量に委ねたものと解するのが相当であり、一定の者に補助金の交付を受けられる地位を与える趣旨を含むものとは解されない。

また、私学法の上記各規定は、地方公共団体が教育の振興上必要があると認める場合に、別に法律で定めるところにより、準学校法人に対して必要な助成をすることができる旨を定め、これを受けた私学助成法の上記各規定が、地方公共団体が準学校法人に対して補助金の支出等を行い得る旨を定めているが、これらの法令にも、どのような準学校法人がどのような事業を行う場合にどの程度の補助金を支出するのか、具体的な要件・効果に関する規定は見当たらない。さらに、上記各法令には、準学校法人に対する補助金の支出等の具体的な手続を定める規定や、これに補助金の交付等の請求権・申請権を認める規定、不支給決定に対して不服申立手続を設ける規定等もなく、そのような規定の制定等を地方公共団体に委任する規定も見当たらない。これらのことを総合すると、私学法及び私学助成法の上記各規定は、地方公共団体が準学校法人に対して補助金の支出等ができることを規定したにとどまるものと解するのが相当であって、上記各法令の規定が、準学校法人に対し、補助金の交付を受ける権利や補助金の支給申請権を与える趣旨を含むものと解することはできない。

そして、本件要綱は、私学法、私学助成法及び地方自治法等の委任によらず、条例（地方自治法14条）の形式によらず、いわゆる要綱という形式で定められている上、その目的からみても、補助金交付申請手続、交付後の補助事業の実績報告等の確認、事業を実施したことを証する書類の整備及び保存義務、市長による調査への協力義務、交付した補助金の返還手続等の一連の手続を定めた内容からみても、さらには、その規定中に不支給決定に対す

る不服申立てについての規定がないことからみても、神戸市内部の事務手続を定める趣旨を超えて、対象者に当該補助金の交付を受けることのできる法的権利を認める趣旨を含むものとは解されない。そのほか、平成23年度交付決定に法令等が処分性を与えたと解する根拠は見当たらない。

(3) よって、本件要綱に基づく平成23年度交付決定は地方自治法242条の2第1項2号の行政処分に該当せず、その取消しを求める原告長瀬の甲事件の訴えは不適法である。なお、原告長瀬は、平成15年判決を根拠として、私学助成法16条が準学校法人に対し、補助金の交付を受ける抽象的地位を与えていると主張するが、同判決は、労基署長が労災保険法23条に基づいて行う労災就学援護費の支給に関する決定に関するものであって、その解釈が、直ちに私学助成法16条に及ぶものではない。原告長瀬は、同判決及び学説を根拠として仕組み全体を考察すべきとも主張するが、同条については、関係法令及び本件要綱の仕組みを全体としてみても、その補助金交付決定に処分性を認める趣旨があると解されないことは、前記(2)で説示したとおりであるから、原告長瀬の上記主張は採用できない。

2 本案前の争点2について

(1) 被告市長は、原告岡田及び原告北川が本件監査請求をした際には、監査請求事項は神戸市外国人学校助成金交付の差止請求と平成23年度補助金交付についての監査請求であったのであり、平成24年度補助金交付に関する返還請求や損害賠償請求に関しては監査請求を経ない旨主張する。

住民訴訟の提起に当たり住民監査請求の前置が規定された趣旨にかんがみれば、監査請求の対象となった財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）と住民訴訟の対象となった財務会計行為等との間に同一性があることが必要であるというべきである。本件では、前記前提となる事実(4)イのとおり、原告岡田及び原告北川は、同年8月3日、①被告市長が本件学園に本件要綱に基づく公金を支出することの差止め及び②本件学園

及び矢田を相手方として平成23年度補助金の返還請求及び同助成金相当額の損害賠償請求をすることを求めて住民監査請求をしたこと、本件監査請求と同一の請求を内容とする乙事件を提起したこと、原告岡田及び原告北川が、平成25年11月20日に当裁判所に提出した書面をもって、同日の第10回口頭弁論期日において、乙事件の請求の趣旨を、上記第1の2(2)に記載のとおり、被告市長が本件学園に本件要綱に基づく公金を支出することの差止めから平成24年度補助金の返還請求及び同助成金相当額の損害賠償請求をすることを求めるもの等に変更したことが認められるところ、本件監査請求のうち上記①の部分と乙事件の変更後の請求とは、神戸市が平成24年度の外国人学校助成金を本件学園に対して交付することの違法性を問題とするものである点で同一であり、ただ、その交付の前であるか後であるかに応じて、差止めを求めるのか賠償請求及び返還請求を求めるのかを異にするにすぎないから、その対象につき同一性があると認めるのが相当である。

したがって、本件監査請求をもって、乙事件の変更後の請求について監査請求前置の要件を満たしているというべきである。

(2) また、被告市長は、平成24年度補助金交付について監査請求が前置されているとしても、監査委員の監査意見が出されたのは平成24年9月20日付けであり、本件の訴え変更がなされたのが平成25年11月20日であるから、出訴期間を優に過ぎている旨主張する。

訴えの変更は、新訴の提起に他ならないから、出訴期間遵守の有無は、当該訴えの変更の時点基準として決しなければならないが、当該訴えの変更の前後の請求の間に訴訟物の同一性が認められるとき、又は、両者の間に存する関係から、当該訴えの変更に係る訴えを当初の訴え提起の時点に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情がある場合には、当初の訴え提起の時点をもって出訴期間の遵守の有無を判断するのが相当である（最高裁昭和58年9月8日第一小法廷判

決・集民139号457頁，最高裁昭和61年2月24日第二小法廷判決・民集40巻1号69頁等参照）。本件においては，上記(1)で認定・説示したとおり，乙事件の変更後の請求と変更前の請求は，同一の財務会計行為の違法性を問題とするものとして，同一性があると認められるものであり，被告も同一であることからすれば，実質的にみて，変更後の請求は変更前の請求に係る訴え提起の時点に提起されたものと同視することができるから，上記特段の事情があるというべきであり，出訴期間の遵守の有無は乙事件の訴え提起時点を基準として判断すべきである。そして，変更前の請求は，出訴期間の遵守においてかけるところがないから，乙事件に係る訴えは，出訴期間の遵守にも欠けるところはないといえる。

3 乙事件の本案の争点について（以下，原告北川及び原告岡田を「原告ら」という。）

(1) 地方自治法232条の2違反の主張について

ア 前記説示のとおり，地方自治法232条の2が公益上の必要のほか，補助の要件・効果を定めていないのは，地方公共団体の執行機関等が，社会的，地域的事情等を総合的に考慮して，補助をする公益上の必要があるか否かを政策的に判断すべきとする趣旨と解されるから，同規定に基づく補助金交付決定は，それが同規定に基づく裁量権の範囲を逸脱し，又はこれを濫用したものである場合に限り，違法の評価を受けるものと解される。

イ(ア) そこで，まず，本件要綱の目的について検討すると，弁論の全趣旨によれば，本件要綱は，神戸市における国際理解教育の推進を図るとともに，外国人学校を通じた国際交流の推進により神戸市の国際化推進に寄与することを目的として，各種学校の認可を受けた外国人学校を，他の私立学校と同様に，初等・中等・高等教育を行う施設と評価して，市内に居住する外国人の子弟教育の一翼を担う重要な社会基盤施設と位置づけて，補助の対象とするものと認められる。

外国人は、日本人と等しく地方公共団体の区域内に住所を有していても当然に義務教育の対象とはされず、保護者が子女を外国人学校に修学させることも多いものと考えられる。そして、各種学校とは、前記第2の2(2)イのとおりに、学校教育法が学校教育に類する教育を行うものとして認可制の下に公認することとした教育施設であって、学校の名称使用を認められているものである。同イのとおりに、同法は、無認可の教育施設については、学校の名称使用を禁じ、これが学校教育に類する教育を行う場合に、各種学校の認可を受けるよう勧告し、さらには当該教育を止めるよう命じることができるとしているが、これは、公認の教育施設と無認可の教育施設との紛らわしさをなくし、教育の普及充実に図る観点から、教育施設を体系的に整備して全国的に一定水準以上の教育を確保し、公認の学校として保護育成するなどの施策の遂行に役立てる趣旨と解される。すなわち、各種学校は、上記のような立法政策の下で全国的に一定水準以上の教育を確保する趣旨で整備された公認の教育施設と位置づけられるものである。これらのことを考慮すると、各種学校の認可を受けた外国人学校を、他の私立学校と同様に、初等・中等・高等教育を行う施設と評価して、市内に居住する外国人の子弟教育の一翼を担う重要な社会基盤施設と位置づけて、補助の対象とし、これへの補助を通じて国際交流等の推進を図るという政策目的が、公益に合致しないものとはいえない。

- (イ) また、弁論の全趣旨によると、神戸市は、本件各学校について、他の私立学校と同様に、初等・中等・高等教育を行う施設と評価して、外国人学校が市内に居住する外国人の子弟教育の一翼を担う重要な社会基盤施設と位置づけたことが認められるところ、前記前提となる事実、証拠(乙4、5〔枝番含む〕)及び弁論の全趣旨によれば、本件各学校は、学校教育法上の幼小中高校に相当する年齢の児童、生徒を対象とするこ

と、本件学園は、日本をはじめとする国際社会に活躍しうる人材の育成を目的として認可を受けた準学校法人であり、本件各学校の教育目的としても、在日コリアンとしての自覚、民族的アイデンティティーの基礎確立等のほか、科学技術の発展、高度情報化社会、国際化社会に対応しうる資質、実力、体力の育成等が掲げられていること、その教育課程には、朝鮮歴史、朝鮮地理、朝鮮語などの学科のほか、算数・数学、理科、日本語、英語、社会、図画工作、音楽、体育など、学校教育法に基づく学校の教育課程として定められた学科（同法33条、48条、52条、同法施行規則50条、72条、83条、別表第3）と共通する学科が多数組み込まれ、神戸朝鮮高級学校の卒業生は多くの大学で受験資格が認められており、また、本件各学校では、音楽や舞踊、スポーツなどで市内の学校と交流を行っていることが認められる。本件各学校は、上記のような教育が、我が国の小中高等学校における学校教育に類する教育に当たるものと評価されて、公認の教育施設としての各種学校の認可を受けていると認められるものであるから、これについて、他の私立学校と同様に初等・中等・高等教育を行う施設と評価することは、教育基本法、学校教育法、私学法及び私学助成法その他の教育関係法令に照らして不合理なこととはいいい難い。加えて、本件要綱の具体的な補助金交付の対象に関する規定（乙2の1。本件要綱第3条。）によれば、本件要綱は、神戸市内の外国人学校を等しく補助の対象とするものと認められるところ、等しく基本的に小中高等学校に準じた教育施設として公認された各国の外国人学校について、同等の取扱いをするということもまた、不合理なこととはいいい難い。

ウ(ア) 以上に対し、原告らは、矢田の上記判断が、教育基本法14条2項及び同法16条に反して公益上の必要性を認めたもので、裁量権の逸脱、濫用がある旨主張する。

(イ) しかしまず、原告らの教育基本法14条2項違反の主張は、同項の規定する政治教育の中立性の要請に服さない各種学校に対する補助金の交付の違法を主張するものであるところ、各種学校が同項の適用を受けないことは、原告らが主張するとおりであるし、関係法令にも各種学校に党派的政治教育を禁止する旨の規定は見当たらない。しかし、私学法及び私学助成法は、そのことを前提として各種学校に対する補助等を許容しているものと解されるのであって、我が国の教育関連法令が、同項の政治教育の中立性の要請を満たさないところのある教育について、一切の公益性を否定する立場に立つものとは解されない。したがって、本件各学校が上記要請に服さないことから、直ちに矢田の判断に裁量の逸脱、濫用があるとはいえない。

(ウ) 次に、原告らの同法16条1項違反の主張は、要旨、本件各学校において朝鮮総連が誤った知識や一方的な観念を子供に植え付けるような内容の教育を強制しており、これが昭和51年判決が説示した「不当な支配」に当たる旨の主張である。

しかし、教育基本法16条1項が、教育について「不当な支配に服することなく」、「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべき」と規定し、同法18条において必要な法令を制定すべきものとしているのは、昭和51年判決が、教育に対する国の権能及び親、教師等の教育の自由についての理解を背景として、教育に対する許容される目的のために必要かつ合理的と認められる教育行政の介入は、必ずしも旧教育基本法10条の「不当な支配」に当たるものではない旨を説示したことを踏まえ、その介入を国会が制定した法律の定めるところにより行うことを明らかにしたものと解される。そして、上記「他の法律の定め」に当たる教育関連法令は、前記第2の2(2)のとおり、学校教育法において、学校以外の公認の教育施設としての各種学校の制度を設け、私学法

及び私学助成法においてこれへの補助を認める一方で、教育行政による各種の規制や監督の仕組みを設けているのであるから、これらの規制や監督は、各種学校における教育が「不当な支配」に服しない教育として公認するに足りる程度の公益性を有することを確保する趣旨を含むものと解するのが相当である。換言すると、各種学校は、上記の規制や監督の仕組みの下に置かれることによって「不当な支配」に服しないことが確保された教育施設というべきであるから、当該規制や監督が適正に行われていないというような事情がない限り、「不当な支配」が及んでいると認めることはできない。そして、本件全証拠によっても、本件各学校について、上記規制や監督が適正に行われていないことをうかがわせる事情は見当たらないから、本件各学校に「不当な支配」が及んでいる旨の原告らの主張は採用できない。

(エ) なお、原告らは、「不当な支配」の根拠として、高級学校の現代史の教科書（甲22の1～22の3）を提出するが、前記イで認定した本件各学校の教育課程や運動面、文化面の活動からすれば、1教科の教科書の記載のみをもって、本件各学校において、原告らの主張するような著しく偏った教育事業のみが行われていると認めることはできないし、本件各学校の教育全体が公益に沿わないものと断じることもしできない。また、原告らは、上記主張の根拠として、朝鮮総連と朝鮮人学校との関係に関する内閣の答弁（甲19の2、20の2）や、朝鮮総連に関する公安調査庁の報告書（甲11〔枝番含む〕）なども提出するが、これらは、教育行政上の観点からのものではなく、その記載をもって、本件各学校の教育事業に一切の公益性が認められないとすることもできない。さらに、原告らが他に提出する文献、陳述書等の証拠は、作成者の主観的な認識や意見を表明したものであって、原告らの主張を裏付ける的確な証拠とはいえない。そのほか、本件全証拠によっても、本件各学校を

他の認可を受けた外国人学校と同等に取り扱ってはならないとまでいえるような事情を認めることはできない。なお、原告らは、本件各交付決定等が北朝鮮人権侵害対処法3条に反するとも主張するが、同条は地方公共団体の努力義務を定めた規定と解されるから、本件補助金交付の違法性の有無を左右するものとはいえない。

エ 以上の諸事情に照らすと、本件各交付決定等につき、地方自治法232条の2所定の公益上の必要があるとした矢田の判断は、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるとはいえないから、本件各交付決定等は同条に反して違法なものであるということとはできない。

(2) 憲法89条後段違反の主張について

ア 原告らは、本件学園の構成・人事・内容・財政等に対する介入の限界を指摘して、本件学園には憲法89条後段の「公の支配」が及んでいないと主張する。

イ しかし、同条の趣旨は、公の支配に属しない教育事業に公の財産が支出又は利用された場合には、教育の事業はそれを営む者の教育についての信念、主義、思想の実現であるから、教育の名の下に、公教育の趣旨、目的に合致しない教育活動に公の財産が支出されたり、利用されたりするおそれがあり、ひいては公の財産が濫費される可能性があることに基づくものである。このような法の趣旨を考慮すると、教育の事業に対して公の財産を支出し、又は利用させる上で必要な公の支配の程度は、国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、当該事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることをもって足りるものというべきである。この支配の具体的な方法は、当該事業の目的、事業内容、運営形態等諸般の事情によって異なり、必ずしも、当該事業の人事、予算等、その内容にまで公権力が直接的に関与することを要するものではない。

く、また、憲法89条は、必ずしも、規制が法律によるものであることを求めるものではないと解される。

ウ 本件各補助金交付が、私学法64条5項により準用される同法59条、私学助成法16条により準用される同法10条及び地方自治法232条の2に基づくことは、前記説示のとおりであるところ、私学法59条、私学助成法10条等の規定は、憲法89条の規定を受けたものであり、私学法による学校法人という形態を採る場合の教育事業に対し、その公教育たる性格に着目し、かつ、私立学校の自主性を尊重しつつ、一定の基準に基づき助成することを定めたものである。そして、同法12条は、所轄庁に、助成を受ける学校法人に対して、業務又は会計に関する報告聴取及び質問検査(同条1号)、収容定員是正命令(同条2号)、予算変更勧告(同条3号)、役員解職勧告(同条4号)の各権限を規定している。私学助成法10条、12条等は、準学校法人(私学法64条5項)にも準用される(私学助成法16条)。また、私学法上も、所轄庁である兵庫県知事は、準学校法人(私学法64条4項)に法令違反等があった場合には、解散を命じ得ることとされ、収益事業の停止を命ずることもできる(同法61条、62条、64条5項)。さらに、兵庫県知事は、本件各学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めたり(私学法6条、64条1項)、法令の規定に故意に違反した場合等には、閉鎖を命じ得ることとされており(学校教育法13条1項、134条2項)、この命令に違反した場合には罰則が設けられている(同法143条)。

さらに、本件要綱(乙2の1)においては、交付申請(同要綱5条)、助成対象事業の実施報告書の提出義務(同要綱7条)、助成対象事業を実施したことを証する書類の整備・保存義務(同要綱8条)、これらに対する被告市長の調査への協力義務(同要綱9条)、同要綱の規定に違反した場合等の交付した助成金の返還(同要綱10条)などの規定を設けている

ことなどが認められる。そうすると、被告神戸市においては、本件補助金交付に当たり、本件要綱に基づく用途の事前、事後の調査や本件要綱に違反した場合の返還措置などによって、公の利益に沿わない事業により濫費されることを防止するための具体的な措置を講じているということができる。

以上のような法律上の規定及び本件要綱の内容に照らせば、本件学園及び本件各学校の教育事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正し得る途が確保され、公の財産が濫費されることを防止し得るということができ、るから、本件学園に対しては、憲法89条後段の「公の支配」が及んでい、るというべきであり、原告らの主張は採用できない。

(3) 小括

以上によれば、本件各交付決定等が地方自治法232条の2及び憲法89条後段に違反するということはできないから、被告市長に対し、矢田及び本件学園を相手方として、損害賠償請求及び不当利得返還請求をすることの義務付けを求める原告岡田及び原告北川の請求には理由がない。

第4 結論

以上によれば、原告長瀬の本件各決定の取消しを求める訴え（甲事件）は不法であるから却下することとし、原告岡田及び原告北川の請求に理由はないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官

東

重 由 美



裁判官 塚 本 晴 久

裁判官福島かなえは転補のため署名押印することができない。

裁判官 東 亜 由 美

これは正本である。

平成26年4月22日

神戸地方裁判所第2民事部

裁判所書記官

山本

基真子

